

美瑛町空き家住宅解体助成のご案内

町内の老朽化が著しい空き家等の解体にかかる費用の一部を助成することにより、市街地における町民の安全安心な生活を守ること並びに、不動産の流動化を図り、もって定住化の促進に繋げることを目的とする。



○ 助成対象区域

美瑛町内の都市計画法第8条第1項第1号で定める用途地域内とする。

○ 助成対象となる空き家

1. 建築後40年を経過した空き家等のうち、専用住宅、共同住宅、長屋住宅又は併用住宅(延べ面積の1/2以上が住宅であるもの)で、居住者がいない空き家の状態となってから、1年以上が経過しているもの。(これらに付属する門扉、工作物がある場合はそれらを含む)
2. 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。
3. この助成制度以外に建物除却補助制度を受けていない住宅であること。

○ 助成対象者

1. 助成対象となる空き家等を所有している個人(法人は対象となりません)。所有者が死亡している場合は、相続人。
2. 町税等の滞納がないこと。
3. 申請者及び申請者と同じ世帯の中にこの助成金を受けた者がいないこと。
4. 暴力団員に該当しないこと。

○ 助成対象となる工事

1. 対象空き家等の全部を除却し、更地とする工事。
2. 解体工事を行うために必要な資格及び美瑛町入札参加資格を有している業者が行う工事。
3. 解体工事が未着手なもの。

○ 申込み

予算の範囲内での助成となりますので、当該年度の8月31日までに、「美瑛町空き家住宅解体助成金交付申請書」を提出して下さい。

○ 助成金の交付額

町内解体業者		町外解体業者	
助成率	上限額	助成率	上限額
1/2	40万円	1/3	30万円

※1,000未満切り捨て

○ 交付対象とならないもの

1. 車庫、物置等のみを解体するもの。(住宅解体を伴わないもの)
2. 解体後の敷地内に建物等が一部残るもの。(更地にならないもの)
3. 建て替えに伴う旧家屋の解体。(土地付き空き家を購入して解体するものを除く)

※解体の計画がある場合は、早めにご相談ください。

問い合わせ・申請

美瑛町役場 建設水道課 建築係

〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6-1

TEL 0166-92-4460